

# 特集

愛称：あんしんサポートねっと

# 安心のある暮らしを支える

## ～福祉サービス利用援助事業～

物忘れなどがある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活が送れるようにお手伝いする取り組みについてご紹介します。次のようなことでお困りではありませんか？

### ●福祉サービスの利用のこと

- ・どのような福祉サービスがあるのかよくわからない
- ・利用のしかたが難しくわからない

### ●日々の暮らしのこと

- ・いろいろ郵便物がきているけどよくわからない

### ●暮らしに必要なお金のこと

- ・水道代や電気代の支払いを忘れてしまう
- ・福祉サービスの利用料や病院の支払いをしてほしい

### ●大切な通帳や書類のこと

- ・預金通帳や印鑑を自分で持っているとうまくできず心配
- ・保険証や年金証書のしまった場所を忘れてしまう

### 事業開始の経緯について

近年、家庭の介護力や養育力が低下することにも、地域のつながりが希薄化し、地域における支え合い助け合いの力が低下しています。また、超少子高齢化やライフスタイルの変化などによって、福祉に関するニーズも増大・多様化しています。

そのような背景の中、介護保険法や障害者支援費制度、障害者自立支援法の施行とともに、福祉サービスの利用が「措置から契約へ」と大きく転換されました。

かつて措置制度下では、行政が行政処分によりサービス内容を決定していました。今日では、利用者が事業者と対等な関係に基づき自らの意思でサービスを選択することができるようになりました。

しかし、同時に物忘れなどのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方など、判断能力が十分でない方が福祉サービスを利用する際の支援体制構築の必要性が新たに生じ、「成年後見制度（次ページ）」とともに「福祉サービス利用援助事業」が創設され、社会福祉協議会によって全国的に開始されました（社会福祉法・第2種社会福祉事業）。

### 支援の内容について

この事業では、判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用の他、日常的な金銭管理などの支援を行なうことにより安心して生活が

送れるようにお手伝いを行います。具体的には次のとおりです。

#### 【①福祉サービス利用援助】

- 定期的に訪問して、ご相談をお受けします。
- 福祉サービスの内容や利用のしかたをご説明します。

- 福祉サービス利用の際、係りの人にああなたの気持ちをお伝えします。

- 福祉サービスの利用に対して苦情があれば、一緒に解決のお手伝いをします。

- 郵便物を整理して、内容をご説明します。

- 市役所で行う手続きがあれば、一緒に行き、届け出や申込などのお手伝いをします。

- その他、暮らしに必要な手続きのご相談をお受けします。

- 福祉サービスの利用料や病院代、公共料金などの支払いをします。

- 銀行や郵便局に行き、生活に必要なお金をお届けします。

- 銀行や郵便局でお金を出し入れし、お金の使い方を確認します。

- ※ご希望により、日常的な金銭管理に使用する通帳（100万円まで）と印鑑をお預かりする場合がございます。

- 【④書類等預かりサービス】

- 大切な書類などをお預かりし、金融機関の貸し金庫で保管します。

- お預かりできるもの

- 年金証書、実印、預貯金の通帳（合計100万円まで）、不動産の権利証書又は契約書、契約書類、保険証書。

- お預かりできないもの

- 現金など。

### ご利用までの手続きについて

まずは、本会までご相談ください。本会に配置された「専門員」が困りごとや心配ごとなどをお聞きします。

「専門員」が訪問し、困りごとの状況や生活状況を詳しく伺います。また状況によっては他の機関をご紹介するお手伝いをします。

「専門員」がご本人と一緒にお手伝いする内容を考え、計画書をつくりまします。

●ご本人が本会及び社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会と契約を結びます。ただし、ご本人に判断能力（契約能力）がない場合はご利用できません。その場合、成年後見制度が対象となります。●本会に所属する「生活支援員」が計画書に基づき定期的なお手伝いを行います。

### ご利用料金について

ご相談や支援計画の作成は無料です。契約後の「生活支援員」によるお手伝いには次の利用料金ががかかります。